

# 家族経営協定書（三者間）

（目的）

第1条 この協定書は、甲（経営主）： 、乙（経営主の配偶者）：  
丙（後継者）： が、お互いの意見と立場を尊重し、相互に責任ある農業  
経営への参画を通じて、魅力ある農業経営を確立するとともに、健康で明るい家  
庭を築くことを目的とする。

（経営方針）

第2条 甲・乙及び丙は、話し合いのうえ、農業経営・生活運営に関する目標・  
資金計画・作付け計画・施設導入・就業条件等について、経営方針を決定する。

（労働時間）

第3条 原則として労働時間は、時～ 時、時～ 時とする。休憩時間  
は仕事の都合を見ながら、時からと時からを目安に適宜設ける。  
ただし、季節、天候等により変更する場合もある。

（役割分担）

第4条 経営発展のため、作業日誌については甲が行い、簿記記帳については乙  
及び丙が行う。管理作業については全員で取り組む。

（研修等）

第5条 経営発展や自分を磨くための各種研修会・視察等には、積極的に参加する  
こととし、業務時間と見なす。

（労働報酬）

第6条 農業経営等から生じる収益については、甲は乙に月額 万円、丙に  
月額 万円を支給する。また、将来変更等生じたときは、その都度協議して  
支給するものとする。

（休日）

第7条 休日については、週に 日を原則として、必要に応じてお互いに話し合  
いの上で決めていく。

(健康管理)

第8条 健康で明るい家庭づくりのため、年1回は健康診断を受診し、お互いの健康管理に気をつける。

(将来の経営移譲)

第9条 甲が有する経営権及び経営用資産は、将来、丙に移譲するものとする。なお、移譲の時期及び方法については、甲・乙及び丙の合意に基づき行うものとする。

(経営移譲後)

第10条 丙は経営の譲り受け後、甲及び乙の生活を保障するとともに、家族内の融和に努め、永年の労苦に感謝し、健全な経営の発展に努力する。

(その他)

第11条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲・乙及び丙で協議の上決定するとともに、必要に応じて立会人に相談の上決定する。

(付則)

- ①この協定書は、令和 年 月 日より実施する。
- ②この協定書の有効期限は、実施の日より1年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- ③この協定書は、4通作成し、甲・乙・丙及び立会人が各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 経営主 住所  
氏名 ⑩

(乙) 経営主の住所  
配偶者 氏名 ⑩

(丙) 後継者 住所  
氏名 ⑩

立会人 住所  
役職  
氏名 ⑩